

守口市保育事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における待機児童解消の促進や保育の質等の向上を図るため、こうした本市政策方針を踏まえ、これらに取り組む私立認定こども園等が実施する事業に要する費用を補助する守口市保育事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象となる事業及び経費)

第2条 補助金は、次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を対象とし、これに要する経費に対して交付するものとする。

- (1) 待機児童受入促進事業
- (2) 保育人材育成研修参加支援事業
- (3) 保育士確保就職フェア開催支援事業
- (4) 保育士処遇改善研修事業
- (5) 保育環境充実事業
- (6) 「3歳の壁」対策事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表のとおりとし、算出された事業ごとに1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書に実施計画書その他別に定める書類を添付して市長が別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定したときは、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の決定をする場合においては、交付の目的を達成するため必要な範囲内で、条件を付することができる。

(補助金の概算払の請求)

第6条 市長は、必要と認めるときは、前条第1項の規定により決定した交付額について概算払をすることができる。

2 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、前項の規定により概算払を受けようとするときは、速やかに補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第7条 市長は、前条第2項の規定による概算払の請求があったときは、当該請求があった日から起算して30日以内に補助金の概算払をするものとする。

(変更交付申請)

第8条 補助金の交付決定後、第4条の規定による申請の内容を変更して変更交付申請を行う場合には、補助事業者は、補助金変更交付申請書に実施計画書その他別に定める書類を添付して市長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助金変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めたときは、補助金変更承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、市長に実績報告書を提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第11条 補助事業者は、前条に規定する補助金確定通知書の送付を受けたときは、市長が別に定める日までに、市長に補助金交付請求書を提出するものとする(前条の規定により確定した額に対する不足額が生じていない場合を除く。)

(交付)

第12条 市長は、前条の補助金交付請求書の提出があったときは、当該請求があった日から起算して30日以内に補助金を交

付するものとする。

(返還)

第13条 補助事業者は、第7条の規定による概算払によりすでに支払を受けた補助金の額が第10条に規定する確定の額を超えるときは、その超える額について、市長に返還するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象者でなくなったとき。
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項に規定する補助金の交付決定の取消しを行ったときは、理由を付して補助事業者に補助金交付決定取消通知書により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に補助事業者に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(実地調査等)

第16条 市長は、補助金の適正かつ円滑な執行を図るため、職員に実地調査を行わせ、又は補助事業者に必要な書類の提出を求めることができる。

(帳簿等の整備及び保管)

第17条 補助事業者は、経理の状況を常に明確にし、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を10年間保存しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、補助金主管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月8日から施行し、改正後の守口市保育事業補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

別表 (第3条関係)

補助事業	補助対象者	補助金の額
待機児童受入促進事業	市内に所在地を有する私立認定こども園及び保育所	市が定める認可定員（幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園にあつては、認定定員）の基準の数を超えて受け入れている児童の数に月額11,000円を乗じて得た額
保育人材育成研修参加支援事業	市内に所在地を有する私立認定こども園、保育所及び地域型保育事業	中欄に掲げる施設に勤務する保育教諭等が受講する市主催の「守口市教育・保育合同研修」について1回の受講につき2人以上の場合は4,000円とし、1人の場合は2,000円とする。
保育士確保就職フェア開催支援事業	市内に所在地を有する私立認定こども園及び保育所	就職フェアに要した実支出額と144,000円を比較していずれか低い方の額に2分の1を乗じて得た額

保育士処遇改善研修事業	市内に所在地を有する私立認定こども園、保育所及び地域型保育事業	公定価格における「技能・経験を有する保育士等に対する処遇改善」の要件となるキャリアアップ研修の受講に要した実支出額と20,000円を比較していずれか低い方の額
保育環境充実事業	市内に所在地を有する私立認定こども園及び保育所	次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 保育の受け皿拡大 国及び大阪府の施設整備補助金の対象とならない小規模な本体工事、実施設計及び工事監理等に要した実支出額（備品購入等に要した費用を除く。）と100万円を比較していずれか低い方の額に2分の1を乗じて得た額 (2) 保育の質の確保 保育内容の充実に要した実支出額（備品購入費等に要した費用を含み、人件費を除く。）と50万円を比較していずれか低い方の額
「3歳の壁」対策事業	市内に所在地を有する私立認定こども園及び保育所であって、守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年守口市条例第17号）第7条第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を地域型保育事業と締結しているもの	地域型保育事業からの連携枠として受け入れている幼児（3歳児に限る。）の数に月額13,000円を乗じて得た額